

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年6月2日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600919号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700113号

## 第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社(B県C市)(現在は、D社(E県F市))における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和50年5月6日から同年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

昭和50年4月1日から同年5月6日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和50年4月1日から同年5月6日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求期間②について、請求者のG社(現在は、D社(E県F市))における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和51年6月21日から同年11月1日に訂正し、昭和51年6月及び同年7月の標準報酬月額を20万円、昭和51年8月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

昭和51年6月21日から同年11月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和51年6月21日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年4月1日から同年5月6日まで  
② 昭和51年6月21日から同年11月1日まで

私は、昭和50年頃に、H社(当時の所在地はI県)からB県C市のA社に異動を命ぜられ、その後、昭和52年頃までA社に勤務していたが、請求期間①及び②について、厚生年金保険被保険者記録がない。複数回の転勤はあったものの、継続してD社グループの社員であったはずである。請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の記録、請求者から提出された平成19年8月17日付D社の押印のある社会保険資格喪失証明書（以下「社会保険資格喪失証明書」という。）及び平成11年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票（以下「退職所得の源泉徴収票」という。）により、請求者は、請求期間①に、継続してD社グループに勤務していたことが認められる。

また、社会保険資格喪失証明書について、従業員の人事記録及び社会保険関係を管理するD社人事部は、請求期間当時のことについては、請求者に係る人事記録等関連資料がなく不明であるが、現在は、従業員の社会保険資格の取得年月日及び喪失年月日が確認できれば、当該証明書に記載された取得年月日から喪失年月日までは、継続して社会保険に加入し、社会保険料を控除していたことになる旨陳述している上、D社グループの社会保険事務を担当するJ社は、従業員がD社グループ内に再就職した場合の社会保険資格喪失証明書の記載方法について、現在は、再就職をした日を社会保険資格取得年月日として記載する旨陳述している。

さらに、事業所台帳により、A社は、昭和50年5月6日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、同社の閉鎖登記簿謄本により、同社の設立は、昭和50年1月7日であることが確認できる上、雇用保険の記録により、昭和50年4月1日に請求者を含め11人が、H社からA社に異動していることが推認できることから、同年4月1日において、A社は、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

以上のことから判断すると、請求者は、請求期間①において、A社の事業主により、継続して厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、A社における昭和50年5月の厚生年金保険の記録から20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社は、当該期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、請求者の厚生年金保険の記録によると、A社を昭和50年6月21日に資格喪失し、同日から昭和51年6月21日までの期間は、G社（B県K郡L町）において厚生年金保険の被保険者として記録されているが、請求者は、同社の名前は覚えていない旨陳述しているところ、複数の同僚は、G社はD社が買収した会社であり、後にD社M支社になった旨陳述しているほか、G社の閉鎖登記簿謄本により、D社本社（I県）の請求期間当時の代表取締役が、昭和51年5月にG社の代表取締役に就任していることが確認できることから、G社は、D社のグループ会社であったことが認められる。

また、請求期間②のうちの一部期間（昭和51年8月31日から昭和51年10月31日まで）

について、請求者に係る雇用保険の記録は確認できないものの、複数の同僚は、請求者は、N県のD社に異動（資格取得年月日は、昭和52年2月1日）するまで、継続してB県で勤務し、厚生年金保険料が控除されていたはずである旨陳述しており、厚生年金保険の記録により、請求者は、N県のD社で厚生年金保険に加入するまでは、昭和51年11月1日からA社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

このほか、社会保険資格喪失証明書、退職所得の源泉徴収票並びにD社人事部及びJ社の陳述から判断すると、請求者は、請求期間②において、継続してD社のグループ会社であるG社に勤務し、事業主により厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

なお、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（昭和51年法律第63号）の施行に伴い、昭和51年8月1日に標準報酬月額の高等級が20万円から32万円に引き上げられたことを受けて、昭和50年10月1日の定時決定の基礎となった月の報酬月額が上限額を超えており、改定後の標準報酬月額に該当する者については、定時決定の際に届けられた報酬月額に基づき、社会保険事務所が職権により、標準報酬月額を改定することとされているところ、請求者のG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、厚生年金保険に係る標準報酬月額が「50年10月1日月額200千円」及び「51年8月1日月額320千円」と記載され、資格喪失年月日が「51年6月21日」と記載されており、前記の「51年8月1日月額320千円」の箇所が訂正を意味する線で抹消されていることが確認できる。

このことから、昭和50年10月1日に係る定時決定の基礎となる月の報酬月額は、昭和51年8月1日に係る改定後の標準報酬月額320千円に見合う額であったことが推認できることから、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、昭和51年6月21日から同年8月1日までは20万円、昭和51年8月1日から同年11月1日までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社は、当該期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。